

PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン概要

(平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)

別添資料4

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP／PFI事業として、今後10年間(平成25～34年)で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

(1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業 : 2～3兆円

＜具体的取組＞

- 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

(2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等 : 3～4兆円

＜具体的取組＞

- 高速道路(特に大規模改修が必要な首都高)など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

(3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業 : 2兆円

＜具体的取組＞

- 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備
- 政府横断的な案件形成支援のため、英国のInfrastructure UKを参考とした官民連携体制の構築 等

10～12
兆円^{*}

(4) その他の事業類型(業績連動の導入、複数施設の包括化等) : 3兆円

＜(1)～(4)の類型を通じた具体的取組＞

- PPP/PFIの抜本改革に重点的に取り組む各省庁及び地方公共団体に対する適切な評価を踏まえた各種補助金・交付金の重点化 等

(参考)

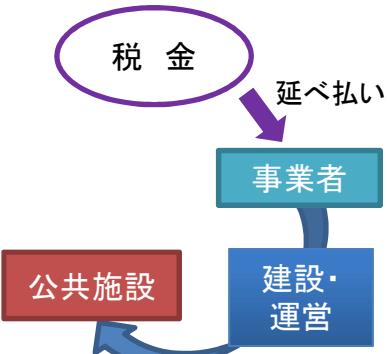
- 我が国における法制定後のPFI事業の実施状況(平成11年度～24年度)
418件(実施方針を公表した件数)、契約金額約4兆1千億円
- 世界の空港での直近18年間のコンセッションの状況(1995年～2012年)
24件、1,074万ドル(約10兆円)
- 英国における直近10年間のPPP/PFI事業(2003年～2012年)
上下水道、空港等を合わせて約2兆円

※事業規模目標については、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体的な事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

PPP/PFIの抜本改革

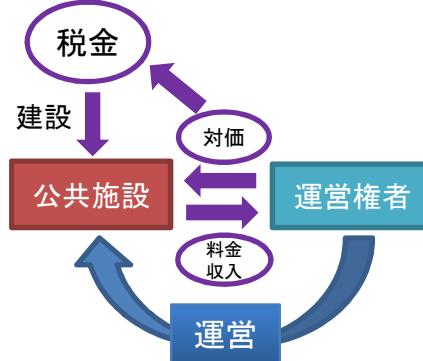
: 民間投資

延べ払い型PFI事業 (従来型)



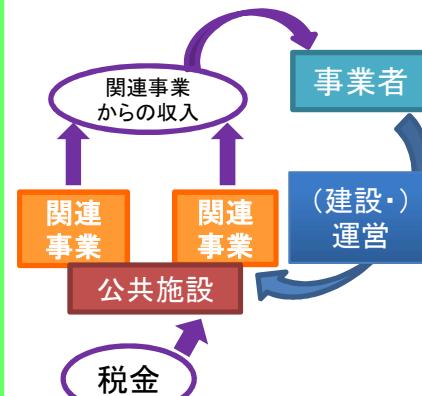
100%公的負担

公共施設等運営権制度 を活用したPFI事業 (平成23年法改正)



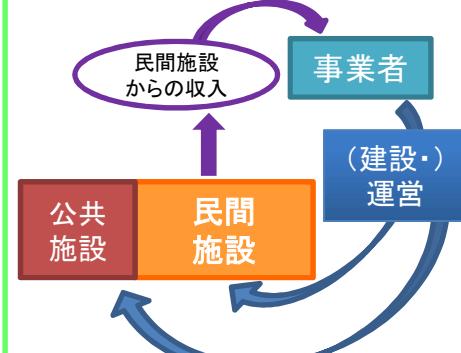
建設費>対価の場合は、
差額部分が公的負担

収益施設の併設など利用 料金等で費用を回収する PFI事業等



関連事業からの収入により、
公的負担を軽減

公的不動産の有効活用 など民間の提案を 活かしたPPP事業



(公共施設も民間が提案)

民間施設の収益によっては
公的負担を限りなくゼロに
することが可能

民間の創意工夫・シナジー効果